

現在地 [トップページ](#) > [令和6年能登半島地震関連情報](#) > 令和6年能登半島地震災害義援金の受付を開始しました

令和6年能登半島地震関連情報

令和6年能登半島地震災害義援金の受付を開始しました

[ポスト](#)

[LINEで送る](#)

[印刷用ページを表示する](#)

掲載日：2024年1月10日更新

令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された市内の方々を支援するため、義援金を受け付けます。

受付開始日

- 令和6年1月10日（水曜日）

受付窓口

- 会計課（木田第1庁舎1階）、各総合事務所、南・北出張所

義援金の振込先



(1) 銀行口座

金融機関 支店	預金 種目	口座 番号	口座名義	開設期間
第四北越 銀行 上越市役 所出張所	普通	5018 429	上越市令和6年能登半島地震災害義援金 (ジョウエツシレイワロクネンノトハントウジ シンサイガイギエンキン)	令和6年1月10日 (水曜日) ~ 令和6年3月31日 (日曜日)

- 第四北越銀行本支店の窓口及び一般社団法人全国地方銀行協会に加盟する地方銀行の窓口で振込をされる場合のみ、手数料が無料となります。

(2) ゆうちょ銀行及び郵便局

金融機関 支店	口座番号	口座名義	開設期間
ゆうちょ 銀行	00160-3- 697889	上越市令和6年能登半島地震災害義援金 (ジョウエツシレイワロクネンノトハントウジ シンサイガイギエンキン)	令和6年1月10日 (水曜日) ~ 令和6年3月29日 (金曜日)

- 郵便局またはゆうちょ銀行の窓口、ゆうちょ通帳アプリの「払込書払い」での取扱いのみ、手数料が無料となります。

現金書留郵便物での受付

郵便料金は免除されます。

(義援金の送付先)

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市災害対策本部 義援金担当 宛

義援金の税法上の取扱い

義援金は、市が発行する受領証または義援金口座への振込金受取書（受領書）をもって寄附金控除及び損金算入できます。なお、ワンストップ特例の申請は受け付けておりません。



受領証の発行

1. 義援金を市の受付窓口にお持ちいただいた場合は、その場で受領証をお渡しします。
2. 義援金口座へ振り込んでいただいた場合は、控えとして発行される振込金受取書や受領書などが受領証の代わりとなります。
3. 現金書留郵便物で送付いただいた場合は、後日、受領証を送付します。

詐欺にご注意ください

義援金を騙った寄附の強要や不当な請求等の詐欺にご注意ください。市から電話等で義援金を請求することは一切ありません。また、市職員が訪問して義援金を募ることもありませんので、ご注意ください。

このページに関するお問い合わせ先

会計課 審査・出納係

kaikai@city.joetsu.lg.jp

(迷惑メール防止のため、@を全角にしています。メール送信時は@を半角にしてください)

Tel : [025-520-5801](tel:025-520-5801) Fax : 025-526-6115

お問い合わせはこちらから



〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3 電話 : 025-526-5111 Fax : 025-526-6111

© 2021 Joetsu City.

